

## 一般社団法人日本衛生検査所協会 表彰規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本衛生検査所協会（以下「本協会」という。）の発展及び学術、技術の進歩等に著しく貢献した者に対して表彰を行う場合について定める。

### (適用範囲)

第2条 この規程の適用範囲は、本協会に特に功績・功労のあった者とし、自薦を許さない。

### (表彰の種類)

第3条 表彰の種類は、優功賞及び功労賞とする。

### (優功賞の事由)

第4条 優功賞は最高優功賞及び優功賞とし、次の各号の一に該当し、特にその功績が顕著な者に授与する。

- (1) 通算の得点が50点以上の者
- (2) 教育、学術、研究、規範等の振興に特に功績のあった者
- (3) 本協会活動、支部活動等に対し、特に会長が表彰に値すると認める者
- (4) 最高優功賞は、優功賞を授与された者でその功績が顕著な者であって、通算の得点が120点以上の者

### (功労賞の事由)

第5条 功労賞は、次の各号の一に該当する者のうち、特にその功労が他の模範となる者に授与する。

- (1) 通算の得点が30点以上の者
- (2) 教育、学術、研究、規範等の振興に特に功労のあった者
- (3) 本協会活動、支部活動等に対し、特に会長が表彰に値すると認める者
- (4) 社会的功績により、本協会の名誉及び信用を高めた者

### (役職在任期間の得点)

第6条 本協会の本部及び各支部における役職在任期間に応じた得点表は別表の通りとし、通算の得点は、得点表に定められた各役職在任期間の積算とする。ただし、同じ期間に役職が2つ以上の兼任となった場合は、得点の高い方を以って取得した点数とし、重複は認めない。

2 表彰候補者の年齢及び役職在任期間の算定基準日は、表彰の行なわれる日の前事業年度末の3月31日現在とする。

### (表彰候補者の推薦)

第7条 支部長は、その支部に表彰を受けることが適当であると認められる者があるときは、推薦の理由を記載した書面によりその表彰候補者を会長に推薦する。

2 会長は、支部長から推薦のあった表彰候補者が表彰を受けることが適当であると認めるときは、その表彰候補者を総務労務委員会に推薦する。

(表彰審査)

第8条 表彰候補者の審査は、総務労務委員会において行い、理事会の決議に基づいて、表彰する。

(表彰の時期)

第9条 本協会の行う表彰は、総会又は会長の定める日に行う。

(表彰の方法)

第10条 表彰は、表彰状及び記念品を贈呈し、本協会の表彰受賞者名簿に登録する。

2 この規程によって表彰を受けることとなった者が、表彰の日以前に死亡したときは追彰する。

(表彰受賞者に対する礼遇)

第11条 本協会の表彰を受けた者に対しては、次の各号に掲げる礼遇をすることができる。

- (1) 本協会の行う式典への招待
- (2) その他会長が必要と認める礼遇

(資格の喪失)

第12条 表彰受賞者が禁固以上の実刑に処せられたとき又はその他本協会の体面を汚す行為があったときは、表彰受賞者名簿の登録を抹消することができる。

2 前項の規定により登録を抹消したときは、前条の規定は適用しない。

(国又は都道府県等の表彰候補者推薦)

第13条 本協会は、国又は都道府県等が行う、叙勲及び表彰の候補者について推薦することができる。

2 推薦に該当する者は、原則、本協会の優功賞及び功労賞受賞者か、それ以上の功績を有する者とする。

3 推薦は、総務労務委員会の審査を経て、理事会の決議に基づいて、会長が行う。

4 本協会が推薦した、国又は都道府県等の叙勲及び表彰の受賞者についても、表彰受賞者名簿に登録する。

(細則)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、別途に定める。

(本規程の改廃)

第15条 この規程は、理事会の決議によって改廃することができる。

附 則

この規程は、平成7年3月23日より施行する。

この改定は、平成18年4月1日より実施する。

この改定は、平成25年4月1日より実施する。

この改定は、平成28年4月1日より実施する。

この改定は、平成30年5月25日より実施する。

(別表)

■得点表

<本部関係>

役 職	得点 (1年につき)
会 長	12点
副会長、専務理事	8点
常務理事、常任理事	6点
理事、監事、各委員会委員長	5点
事務局長、各委員会副委員長	4点
各委員会委員	3.5点

<支部関係>

役 職	得点 (1年につき)
支部長	6点
副支部長	4点
各委員会正副委員長、幹事、監査	3.5点
各委員会委員、事務局長	3点